

21 12
2009

JICA

2007 8

JICA

JICA

JICA

21 12

.....	i
.....	1
.....	1
.....	1
.....	1
.....	2
.....	2
.....	3
.....	6
.....	8
.....	8
JICA	9
.....	13
.....	13
.....	13
.....	14
.....	14
.....	16
.....	24
JICA	27
.....	27
JICA	31
.....	33
.....	33
.....	35
.....	36
.....	38
.....	38
.....	43
.....	43
.....	44
.....	45
.....	45
.....	45
.....	46
.....	49
.....	51
World Bank	51
United Nations Development Programme UNDP	52

	Department for International Development	DFID	53
	United States Agency for International Development	USAID	54
	Canadian International Development Agency	CIDA	55
	Swedish International Development Cooperation Agency	SIDA	56
	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	GTZ	56
			57
			61
			61
			61
			61
			62
			63
			64
			64
			65
			66
			67
			68
			69
			69
			70
			71
			72
			72
			73
			74
			74
			75
			76
			76
			77
			77
			78
			78
Box	3		4
Box	Fragile States		7
Box			22
Box			25
Box			26
Box			28
Box			29

	30
Box	34
Box	37
	79
Web	83

要 約

第 1 章 地方行政の概況

1-1 地方行政の定義

「地方行政」とは、「地方にある政府の執行機関のあり方」を指す。つまり、中央政府とは独立した行政・立法機関を有し、行政サービスを提供する「地方政府」及び地方で行政サービスを提供する「中央政府の出先機関」の総体が「地方行政」と定義される。

1-2 地方行政の現状と課題

1-2-1 世界的な地方分権化の歴史的背景

地方分権化は、地域住民の最も近くに位置する地方行政機関に権限を移譲することにより、地域ニーズの把握と事業への反映を可能にする方策として、世界の数多くの国々で推進されている。1970年代から80年代以降には、主に欧州大陸諸国において、地方自治の推進をめざした「民主主義的分権化」がみられた。一方1980年代初頭からは、英米を中心に英連邦諸国では New Public Management (NPM) が台頭し、民営化と規制緩和の促進により行政の効率化を図る「新自由主義的分権化」を開発途上国にも求める動きが出てきた。

1-2-2 地方分権化の多様な動向

実際の地方分権は、先進国・途上国ともにこれら両方の側面が混在した形で進展してきているのが実状である。日本においても1990年代以降、機関委任事務制度の廃止や「三位一体の改革」の実施、「地方分権改革推進法」の制定など、地方分権に係る議論が活発に続けられている。

1-2-3 開発途上国における地方分権化の特徴

開発途上国の多くは、先進諸国と違い、国レベルの制度、財政、人材（能力）も十分に整わないまま先進国と同様の方法で分権化が急速に進められた結果、地方行政の体制及び能力ともに非常に脆弱である。

1-2-4 開発途上国における地方行政の課題

(1) 地方行政制度の課題

開発途上国においては、急速な分権化の推進により国・地域の状況を見逃して地方行政制度が作られたため、地方政府の受け皿能力の不足や技術支援体制の欠如といった混乱を来した国もある。そのため、相手国の実状にあった地方行政制度の整備が求められている。

(2) 地方財政の課題

開発途上国においては、実際には業務権限に見合った財政が配分されていない場合が多く、地方の財政管理の経験・能力も概して不足している。また、複雑な予算のしくみと、中央財政の逼迫も相まって、計画と予算の連動不足、中央からの予算措置の遅滞などが課題となっている。したがって、地方行政制度の整備とともに、地方財政の整備を行っていく必要がある。

(3) 地方行政能力・人材の課題

地方への業務権限配分に際しては、配分された権限に見合った地方の受け皿の整備（人員数の増加及び能力の向上）が不可欠である。地方の人材育成における中央の役割は比較的大きく、中央からの技術支援や地方行政官に対する研修実施のほか、オンザジョブ・トレーニング（OJT）を通じての地方の人材育成効果も期待されている。

1-3 国際的援助動向

1990年代には、構造調整プログラムがアフリカで成果を生まなかった反省から、行政の効率性とアカウンタビリティの向上や住民参加の促進といった「グッド・ガバナンス」の実現が期待され、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries：HIPC）イニシアティブによる貧困層に直接資する施策として、地方分権化及び地方行政の向上が促進された。2000年代に入ると、欧米ドナーを中心とした財政支援型援助への移行に伴い、地方分権化の政策形成及び実施に関与する一方、地方政府の行政サービス及び能力強化に必要な予算をバスケットファンドという形で地方政府に直接流しているケースもみられている。欧米ドナー諸国では、これまで「分権化ありき」の支援をしている傾向が強かったが、近年の急激な分権化による開発途上国の混乱等の経験を踏まえ、「分権化は必ずしも万能ではなく、国・地域の状況に応じた長期的な取り組みが必要」との認識が広がっている。

1-4 わが国の援助動向

1-4-1 わが国の援助方針

わが国の援助方針においては、新 ODA 中期政策（2005 年 2 月発表）では、「人間の安全保障」の視点を打ち出し、その実現に向けた援助のアプローチとして、「地域社会を強化する援助」をあげている。さらに、新 ODA 大綱の重点課題のひとつである「持続的成長」に関し、「地方行政の行政能力の向上」の重要性を指摘している。

1-4-2 JICA の援助動向

(1) JICA の地方行政支援の歴史

これまでの JICA の地方行政分野における協力は、古くは 1964 年より中央政府の視点から見た「地方行政」の集団研修が実施されてきたが、近年においては、県や市町村の業務

や市民社会活動、参加型地域開発などのコースが増えている。技術協力プロジェクトにおいて「地方行政」の能力向上が第一義的に取り上げられたのは、1990年代後半から2000年代初頭になってからのことである。現在では、地域社会開発に携わる中央政府、地方政府、住民、大学、NGOなどの様々な関係者に複層的に働きかけ、連携関係を構築することで課題を克服する効果が認められている。また有償資金協力においても、政策金融を通じた地方自治体の資金調達への支援や、地方分権化の推進や枠組みの改善を促す開発政策借款を世界銀行との協調融資の形で実施するなどの例がある。

(2) JICA の地方行政支援の特徴

これまでの地方行政分野の協力を課題の面からみると、地方制度の構築や改善（変更）を直接の目的とした支援の実績は少なく、人材育成や地方行政の運営に係る取り組みが多い。JICA は必ずしも「分権化ありき」のスタンスでの支援を行っているのではなく、相手国の問題意識やオーナーシップに沿った柔軟な制度の選択に基づいた支援を実施してきている。

第2章 地方行政に対する効果的アプローチ

2-1 地方行政支援の目的と課題

地方行政に対する支援の目的は、地方行政の制度整備と能力向上を通じて、地域のニーズに応じた行政サービスをより効果的・効率的に実施することにある。

2-2 本指針で扱う範囲

この指針では、地域ニーズに応じた行政サービスをより効果的・効率的に実施することをめざして、地方行政の制度構築・能力向上そのものを目的とする支援を取り上げるものである。対象とする主なアクターとしては、「地方政府」のみならず、「中央政府の出先機関」もとらえるとともに、地方行政運営に影響を及ぼす「中央政府」や「地域住民・組織」などについても念頭に置きつつ議論することとする。

2-3 地方行政に対する効果的アプローチ

2-3-1 「開発課題体系図」の作成方法

本指針では、援助機関として支援できる範囲を考慮して、JICA 地方行政関連プロジェクトの実績をベースに、「国情に合った地方行政制度の整備」と「地方行政の計画・実施能力の向上」の2つを開発戦略目標とする課題体系図を構成した。

地方行政 開発課題体系図

開発戦略目標 (スーパーゴールレベル)	中間目標 (上位目標レベル)	中間目標のサブ目標 (プロジェクト目標レベル)	サブ目標の達成手段の例	
1. 国情に合った地方行政制度の整備	1-1 中央・地方関係の適切な枠組みの整備	1-1-1 中央・地方関係の方向性と地方行政のビジョンの形成	問題意識の醸成促進 政策研究への支援	
		1-1-2 中央・地方関係の枠組み整備	地方分権に伴う問題・課題の分析 地方行政担当省庁への技術的・政策的助言	
		1-1-3 地方行政サービスの権限と基準の整備	行政サービスの権限・基準の整備	
	1-2 地方財政制度の整備	1-2-1 地方財政政策の枠組み整備	地方財政基本政策策定	
		1-2-2 地方政府への財政移転制度の整備	財政平衡交付金制度整備	
		1-2-3 地方財政システムの整備	地方財政に関するデータベースやソフトウェアの構築及び普及支援	
	1-3 地方行政を支える行政官の育成制度の整備	1-3-1 地方公務員制度の整備	× 地方公務員制度の整備	
		1-3-2 地方公務員の研修制度の強化	研修実施・管理システムの整備 研修関連機関間の協力制度の整備 地方行政担当中央行政官の研修事業関連能力の向上 研修機関の研修開発能力の向上 研修内容の改善	
		1-4 政府間の連携・協力体制の整備	1-4-1 地方行政に対する中央政府の情報提供・支援能力の向上	中央政府の地方政府への情報提供能力の向上 中央政府の地方政府への指導能力の向上 中央政府による地方政府の技術指導のシステムの整備 中央政府/出先機関と地方政府の情報共有・連携強化
			1-4-2 自治体間協力制度の整備	自治体間協力ガイドラインの整備 自治体連合組織の職員研修
	2. 地方行政の計画・実施能力の向上	2-1 地域ニーズを反映した計画の策定	2-1-1 地方行政官の地域開発計画策定・運営管理・モニタリング能力の向上	地方行政官の地域開発能力の向上 セクター間の整合性調整能力の向上
			2-1-2 地域の情報・資源に基づいた地域開発計画策定手法の確立	地域社会経済のデータベース整備 開発計画策定モデル・手法の形成 開発計画策定モデル・手法の改善 中央、セクターレベルの政策と地域計画との調整
			2-1-3 開発予算の計画策定、管理、執行能力の向上	× 開発予算管理システムの整備 開発予算管理の研修
		2-2 地域ニーズにこたえる行政サービスの提供	2-2-1 行政サービス提供の仕組みの整備	各セクターとの連携による行政サービス提供の仕組みの整備
			2-2-2 行政サービスの効果的・効率的な提供	セクター別の行政サービス提供の長期計画策定能力の向上 Information and Communication Technology (ICT) 能力の向上支援 民営化、民間委託などを通じた行政サービス提供の向上・効率化 地方行政機関の業績評価・マネジメント
		2-3 地域社会との協働による地域経営	2-3-1 地域ステークホルダーの活動を促進する行政の支援体制の整備	コミュニティ主体の開発の推進 NGOの能力強化支援
2-3-2 地方行政の透明性と説明責任の確保			監査機能の整備・強化支援 広報公聴機能の整備・強化支援 議会機能の向上支援	
2-3-3 地方行政の運営における地域のステークホルダーとの連携の促進			住民参加の促進 行政官のファシリテート能力の向上 住民と行政官の協働能力の向上	
<p>「サブ目標の達成手段の例」の、無印、×のマークはJICAの取り組み状況を次のとおり表す。 : JICAの地方行政分野の協力事業として特に実績のあるもの 無印 : JICAの協力事業の目標として具体的な投入実績のあるもの × : JICAの協力事業において事業実績がほとんどないもの</p> <p>なお、これらのマークはあくまでJICAの取り組み状況から投入実績の目安を示すために付したものであり、×の項目が協力内容として不適切である、という意味ではないことに留意のこと。ただし、実績がないためJICAの新たな取り組みとして協力に含めることでチャレンジングな内容になる可能性はある。</p>				

2-3-2 地方行政に対する効果的アプローチ

開発戦略目標1 国情に合った地方行政制度の整備

地方行政機関が与えられた権限に基づいて地域のニーズに合った行政サービスの提供や事業の実施を効果的に実施できるための制度整備が課題となっている。

中間目標1-1 中央・地方関係の適切な枠組みの整備

開発途上国自身が、地方行政に関する問題意識を醸成し、国民の意見やニーズを汲みながら、国の実情に合わせた制度へのビジョンを形成することが重要である。

中間目標1-2 地方財政制度の整備

中央と地方の権限関係を明確にし、地方が与えられた権限に基づいて行政サービスの提供や事業の実施ができるように地方財政の枠組みを整備していくことが必要である。

中間目標1-3 地方行政を支える行政官の育成制度の整備

地方における行政サービスの提供においては、その担い手である地方行政官の育成が重要になるため、地方公務員制度や地方公務員の能力向上を目的とした研修制度の整備など、中央政府による地方行政官の人材育成の役割が必要になる。

中間目標1-4 政府間の連携・協力体制の整備

地方行政制度を整備するにあたっては、地方政府に対する財政的支援のほかに、中央政府による地方政府に対する技術的な支援や情報提供の機能、地方において活動している行政機関間若しくは地方政府間の情報共有や連携を強化することが重要である。

開発戦略目標2 地方行政の計画・実施能力の向上

地方分権化が実施されている国においては、地方行政機関が委譲された機能と権限をもとに、行政サービスの提供や地域開発の事業を計画・実施し、運営する能力を高めることが必要である。

中間目標2-1 地域ニーズを反映した計画の策定

地方分権化が進展する前は地域の開発計画の立案が中央政府によりなされてきたことから、地域開発における地方行政官の計画策定、運営管理、モニタリング能力の向上が必要である。計画立案にあたっては、地域の情報や資源に基づくとともに、地域のステークホルダーが参画し、地域のニーズやイニシアティブに基づいた開発計画の策定が求められる。また、策定された計画に基づいて予算を獲得して事業を実施していくための調整、管理能力の向上も求められる。

中間目標2-2 地域ニーズにこたえる行政サービスの提供

地域の住民・組織に直接接する末端機関としてサービス提供を担っている行政官が効果的・効率的な行政サービスを実施するために、**地域のニーズや声に基づき、地域ステークホルダーとの協働による行政サービス実施の仕組みを整備していくことも課題である。**

中間目標2-3 地域社会との協働による地域経営

地域の発展を促すためには、地方行政だけでなく民間や大学、NGO、住民組織など多くのステークホルダーとの協力と協働が必要である。一方、議会やNGO、メディアなどのチェック機能が確保されるようなローカルガバナンスの仕組みを整備することや、政策決定や予算管理における**地方行政の透明性と説明責任を確保する仕組みを整えることも課題である。**

2-4 資金協力による地方行政支援

(1) 地方財政制度の整備の強化

有償・無償資金協力を活用し、地方の資金調達メカニズムの整備を支援する形で、地方財政支援を強化することができる。**実際に資金を投入することにより、地方財政の制度を実際に運用し、教訓を得ながら改善していくことが可能となり、さらに、地方行政機関の財政管理能力の向上を図ることも可能となる。**

(2) 政策枠組みの検討への参加

資金協力によるバスケットファンド等への資金供与は、**ドナー協調による政策枠組みに参加するための「手段」として有効であり、かつ資金協力に特徴的な方法である。**一方で、当該枠組みへの参加に際しては、適切なタイミングを考慮する必要があるとともに、相手国プログラムの内容・質の妥当性につき事前に十分な検証を行うことが重要である。

(3) 地方公務員制度の運営の促進

円借款を通じた財政支援により、教員や保健従事者など**公務員の待遇に関する制度運営及び改善に向けて、当該国政府が主体的に予算化を図る動きを支援することを通じて、公務員にとってのインセンティブを創出し、サービスの質の向上を図ることができる。**

(4) 地方における社会基盤(インフラ)の整備

資金協力を通じた地方政府のプロジェクト支援や財政支援により、**地方の社会基盤整備事業の予算化を促進することができる。**また、事業化に伴い発生する調達・契約及び施工監理業務における地方行政機関の能力向上も可能となる。整備された社会基盤を活用することにより、地方行政機関が提供するサービスの質、量の向上を図ることも可能となる。

第3章 JICA の協力の方向性

3-1 基本的な考え方

(1) 地域に裨益する行政サービスの実現

地方行政支援の目的は、必ずしも地方分権化そのものの促進にあるのではなく、**地方行政を通じてより良い行政サービスを地域の住民・組織に届けることにある**。開発途上国の地方行政の支援に際しては、行政内部の能力向上にとどまらず、地域住民との信頼関係の構築、民間や大学・NGO との連携強化といった、地域に効果的・効率的に行政サービスを届けるための仕組みを支援のなかで形成することが重要である。

(2) 中長期的な視点に立った支援

地方行政制度改革は、国のあり方の骨格を形成するものであるため、その支援に際しては、相手国政府が高いオーナーシップを有して改革に取り組んでいることが不可欠である。**相手国が方向性模索の段階にある場合は、問題意識醸成型の協力から始め、じっくりと相手国のオーナーシップを醸成することが大切である**。一方、**相手国が制度改革の途上にある場合は、流動的な要因が比較的多く存在することから、中長期的な方向性をもちつつも、協力全体をいくつかの段階別のプロジェクトに分け、それぞれの段階ごとに状況の変化や成果の達成状況を確認したうえで次の協力を検討する必要がある**。また、地方行政分野は政治的要因の影響を受けやすいため、相手国の試行錯誤を経ながらプロセス支援に取り組んでいくことも重要である。

(3) 制度と能力のバランスを考えた支援

地方行政分野における課題は相互の関連性が高いため、**課題間の関連性を認識したうえで支援を実施していくことが重要となる**。制度整備においては、受け皿の整備状況に応じた漸進的なアプローチが重要となり、能力強化についても、必要に応じて制度整備に対して働きかけることも検討する必要がある。

(4) 複層的な働きかけ

地方行政支援に際しては、制度整備と能力向上のバランスを常に考えていく必要があるため、働きかけるべき対象はおのずと複数となる場合が多い。そのため、有効な地方行政支援を行っていくためには、単一のステークホルダーのみに働きかけるよりも、**複層的なレベルをステークホルダーとして設定し、働きかけていくことが有効である**。

3-2 JICAの今後の取り組み

(1) 開発戦略目標1 国情に合った地方行政制度の整備

－相手国の問題意識、オーナーシップに沿った形での制度整備支援

地方行政制度の整備は、地方行政の骨格を定めること、支援の成果の普及や自立発展性を制度面から確保すること、また地方行政官の能力向上や各セクターの事業実施の環境を左右することから、支援の重要性は高い。支援にあたっては、**相手国のその時々**の国情に合った制度整備を支援するとともに、**制度運用上の課題解決を支援**することで、より現実的かつ効果的な制度の構築・改善を行うよう配慮していくこととする。

(2) 開発戦略目標2 地方行政の計画・実施能力の向上

－行政サービス向上につなげるための地方行政の能力強化

行政サービスの質を向上すること及びサービスの受け手に裨益するためには、基礎的な地方行政能力の強化は必要不可欠であり、この分野への支援の必要性は高い。支援にあたっては、**能力強化支援の効果を面的に広げ、自立発展性を高めるため、成果を地方あるいは中央レベルでの制度面へフィードバックしていくことが重要**である。また、地域の計画策定や行政のマネジメント能力の強化を、各セクターのサービス提供の支援と連携・調和させていくことも検討していく。

(3) 制度構築・改善と地方行政能力向上の相互補完関係、相乗効果への配慮

－プログラム・アプローチの活用

中心的な協力課題とその協力対象を特定しつつ、**開発戦略目標の1と2との関係性を理解し、それぞれの成果を他方で生かす**ことを検討することが重要である。さらに、特に関係性の深い周辺課題や周辺機関への協力を検討し、プロジェクトの戦略的な組み合わせにより相乗効果が期待できることから、プログラム・アプローチの有効活用を積極的に検討していく。

3-3 協力上の留意点

3-3-1 相手国の地方行政をとらえる際の留意点

(1) 国全体の行政制度・政策を見る視点

地方行政の概要を把握するには、地方行政の現場だけではなく、中央政府によって定められた地方行政関連の制度や政策を分析し、**地方行政機関の権限・財政・人事などの枠組みを確認**することが重要である。

(2) セクター横断的マネジメントと各セクターとの相互関係

支援をする際に、**全セクター横断的にマネジメントし調整する能力と各セクターにおける行政サービスの実施能力の2つの相互の影響を理解しておくことにより、一層効果的な支援を実施**することができる。

(3)他ドナーとの協調

地方行政分野の支援は、課題を包括的にとらえ、当該国のプログラムにおける他ドナーとの役割分担の下、技術協力と資金協力の両方のモダリティーを見据えて JICA 支援の範囲を見極めることが重要である。

(4)政治的な側面への配慮

地方行政支援は、政権交代や首長の交代など政治的な変動要因の影響を受けることが多い。そのため、地方行政を取り巻く政治的な状況を絶えず確認し、政治的なリーダーシップをうまく活用していくとともに、リーダーの交代に備えた制度化の道を探っておくことが必要である。

3-3-2 プロジェクト形成・実施上の留意点

(1)国内リソースの整理・蓄積の推進と活用

日本の地方行政分野の有識者や地方自治体を国内リソースとして体系的に整理・蓄積する一方、これらリソースは長期派遣が困難であるため、当該国の行政に詳しい長期専門家の調整の下、「短期専門家」や「本邦研修」という形で投入効果を最大化することを考えることが有用である。テーマによっては、既存の課題別研修を活用することも有用である。

(2)ローカル及び第三国リソースの活用

国内リソースが非常に限られている実情をかんがみると、ローカル及び第三国のリソースをうまく組み合わせ、活用することを検討する必要がある。地方行政の日本人専門家とローカルの人材が一緒に活動することで、日本の知見を現地の事情に合わせて相対化し、現地への適用を促すことも期待できる。しかし、各国における良質なローカルリソースの把握と適切なパフォーマンスのマネジメント及び成果の質の確保に十分留意が必要である。

(3)プロジェクト活動としての調査コンポーネントの活用

地方行政支援では、案件の要請機関（中央）と実際の活動対象機関（地方）が異なる可能性があるため、事前調査の段階で地方行政の関係者ともできる限り議論しておくことが重要である。一方で、地方行政のベースライン調査プロジェクト開始後の早い段階でカウンターパートとともに実施することにより、カウンターパート自身の現状認識や問題意識を向上させる効果も期待できる。

3-4 今後の検討課題

(1)行政機構のとらえ方の検討

地方行政分野における協力はもとより、他分野における JICA の協力においても、その国の行政の仕組みについての確にとらえておくことが重要である。どの案件担当者でもその

国の基本情報を参照できるような体制を国別に整備していくとともに、セクターに特有の行政機構の特徴を踏まえて案件の形成・運営にあたることが重要である

(2) 資金協力の有効活用の検討

技術協力と資金協力との連携について、効果の検証と課題・教訓の抽出・分析をしたうえで、更なる改善に取り組むことが重要である。また、当該国の地方行政・分権化プログラムにおいて、技術協力と資金協力双方の視点からどのようにかかわっていくのかを検討する必要がある。

(3) 成果の示し方の改善

地方行政支援の成果の測定については、組織の行動様式や試行様式の観点から「住民による評価」、「行政能力の測定」による評価方法が検討・整理されてきているが、まだ多くの支持を得られる成果指標を開発するに至っていない。依然難しい課題ではあるが、適切な成果指標の開発に向けて今後とも積極的に工夫、改善を図っていくことが重要である。

1

1

1

1970 80

Basic

Human Needs BHN

1
p.47 ... government
p. 11

2002

1980

New Public Management NPM

2

3

2

NPM

/

1980

NPM

1990

4

5

6

2006 12

2

³ McCourt 2001

4

5

4.7

3

2001

5.1

2004

2006

6

7

8

“ ” “ ”

Deconcentration
Box

Delegation
Devolution

Devolution 3
Devolution

7
8

Box	3	¹⁰			
			Deconcentration	Delegation	Devolution
3					
<u>Deconcentration</u>					
<u>Delegation</u>					
<u>Devolution</u>					
			Privatization	3	NGO

9 2004d
10 2007a

2

/

3

1

11

“

”

“

”

“

”

¹¹ Shah (2006) p.41

QIT

12

1970

80

1990

1996

HIPC

13

IMF

Heavily Indebted Poor Countries

Poverty Reduction Strategy Paper PRSP

1999

HIPC

2000 9

2015

8

MDGs

2000

PRSP

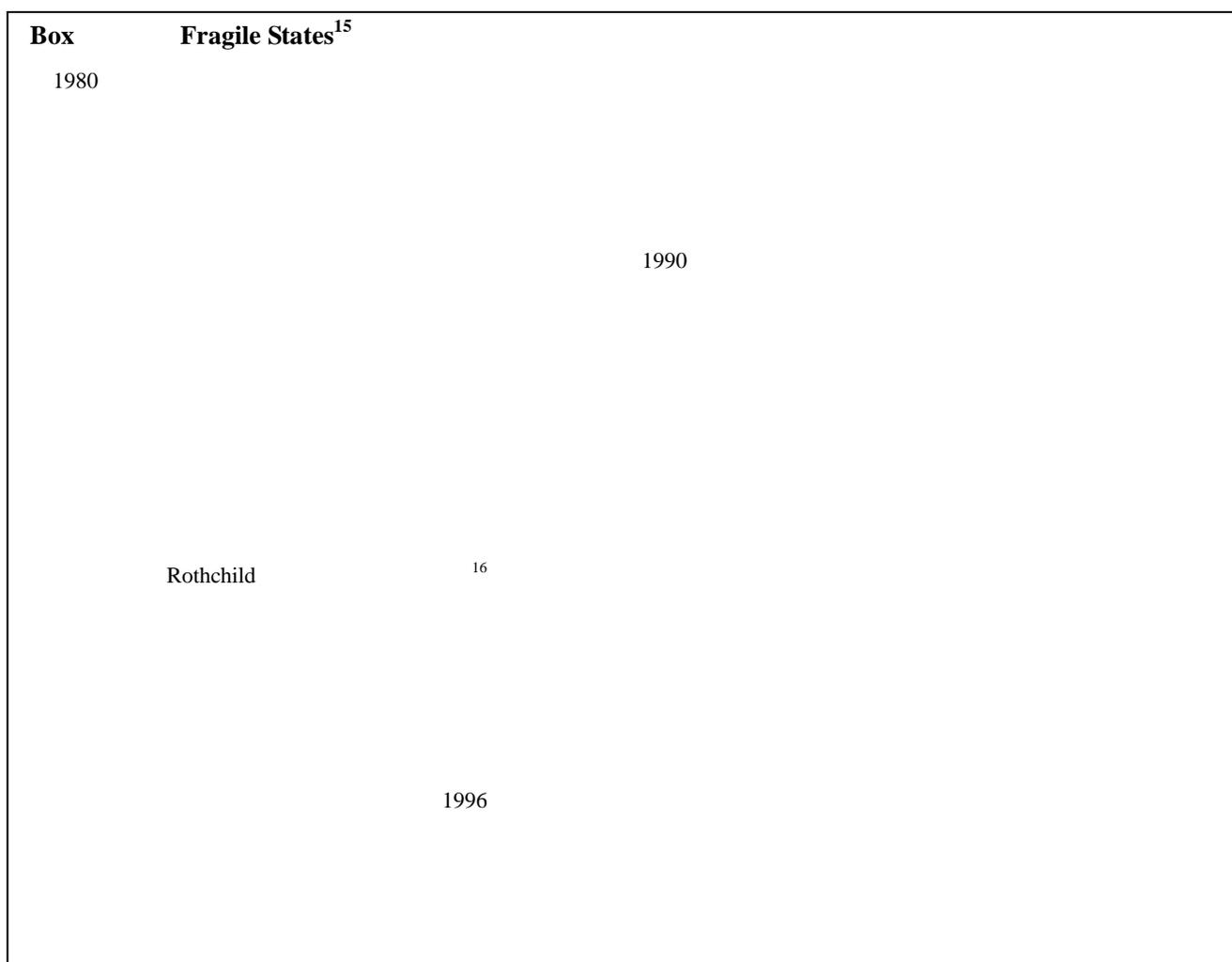
12 2004 2003
13

2005 MDGs

2008

AAA

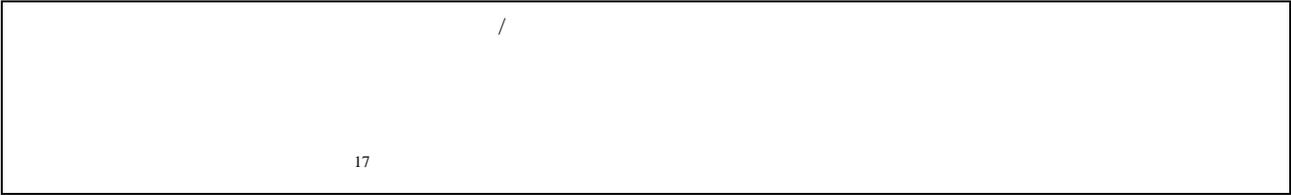
14



¹⁴ Accra High Level Forum (2008), Accra Agenda for Action(AAA) 13-a)

¹⁵ OECD-DAC

¹⁶ Rothchild, D. and Roeder, P. (2001), p.59



1

ODA 1992 6

18

2003 8

ODA

5

2

ODA

ODA

ODA

ODA

ODA

2005 2

19

ODA

1

ODA

1

¹⁷ GTZ (2006)

¹⁸ ODA 1996 G7 Partnership for Democratic Development PDD

2002

¹⁹

2005d pp. 157-158

JICA
JICA
JICA
1964

1990

20

21

1990

2000

JICA

JICA

22

23

NGO

24

JICA

20

21

22

23

24

2004c p. 47

2004c p. 86

2003 p. 3

25

1999 JICA

26

2007

2008

2009

Web

27

28

JICA

29

25

2005c

26

Box

27

Japan Bank for International Cooperation JBIC (a)

28

107 9,400

117 2,900

JBIC(b)

2005

2006

29

Hitotsubashi University and University of Indonesia 2003

JICA



3

(a)

(b)

(c)

(d)

2

JICA

2

2

2

	1-1	1-1-1	
		1-1-2	
		1-1-3	
	1-2	1-2-1	
		1-2-2	
		1-2-3	
	1-3	1-3-1	x
		1-3-2	
	1-4	1-4-1	
		1-4-2	/
	2-1	2-1-1	
		2-1-2	
		2-1-3	x
	2-2	2-2-1	
		2-2-2	Information and Communication Technology ICT
	2-3	2-3-1	NGO
		2-3-2	
		2-3-3	
		x JICA	
	x JICA JICA JICA JICA	JICA x	



33

JICA

JICA

33

[Redacted]

JICA

[Redacted]

JICA

JICA

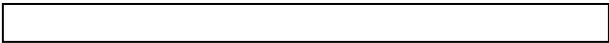
Training of Trainers TOT

JICA

JICA

34

		JICA												
1-1-1														
		:												
1-1-2														
1-1-3		II PSIP												
		JICA												
1-2-1														
1-2-2		(I)(II)												
1-2-3		II												
		JICA												
1-3-1	×													
1-3-2		III												
		JICA												
1-4-1														
	/													
1-4-2														
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">JICA</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">JICA</td> <td style="text-align: center;">JICA</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">JICA</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>				×	JICA		×	JICA	JICA	×		JICA		×
	×	JICA												
×	JICA	JICA	×											
	JICA		×											



JICA

[Redacted]

NGO

JICA

JICA

[Redacted]

NGO

NGO

JICA

JICA

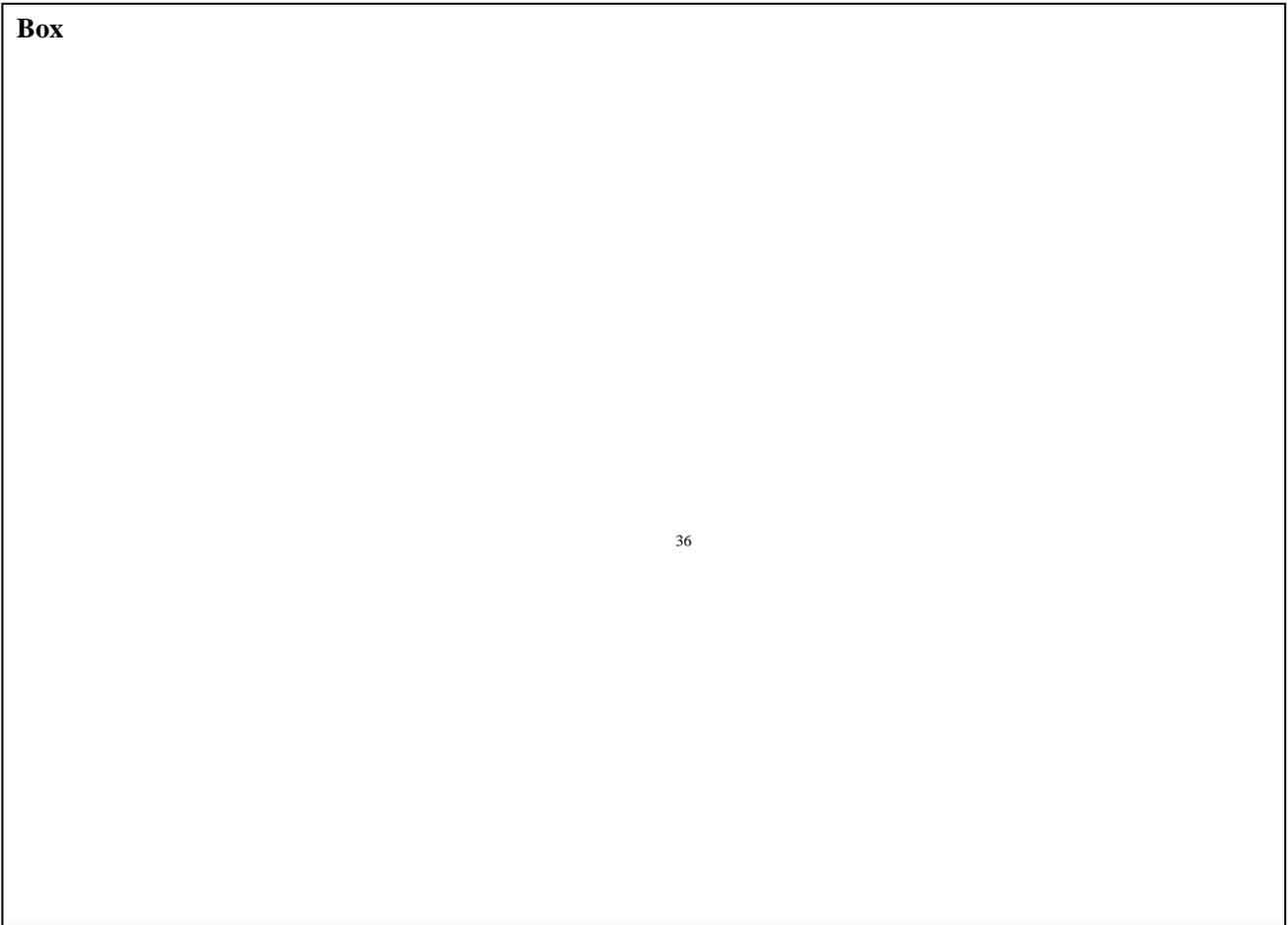
NGO

Box	35
1995	5

		JICA
2-1-1		PRSP III (
2-1-2		
2-1-3		PSIP PSIP
		JICA
2-2-1		(I) (II) (
2-2-2		
	ICT	ICT PPP
		JICA
2-3-1	2002 NGO	
2-3-2		PRSP
2-3-3		III (III (
JICA × JICA JICA × JICA JICA		JICA ×

JICA

Box



Box

Box	37
4	3
5	1
2005	the Teacher Law
2	3
the Ministry of National Education	No.18/2007
	24

³⁷ World Bank (2007), World Bank (2008)

JICA

NGO

Box

Box

1868

2

Delegation

“ ”

NPO

38

Box

Box

1997

1999

1999

2000

2000 2002

4

2002

1

Box

Box

10

3

JICA

JICA

JICA

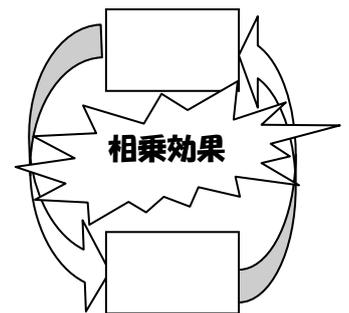
2

()

JICA

TOR

()



JICA

40

41

2

2

2

2

JICA

JICA

42

40

2007a

41

42

Box

AfDB

JICA

ADB

JICA

Box

Box

SISDUK

Sistem Dukungan

JICA

JICA

44

JICA

JICA

45

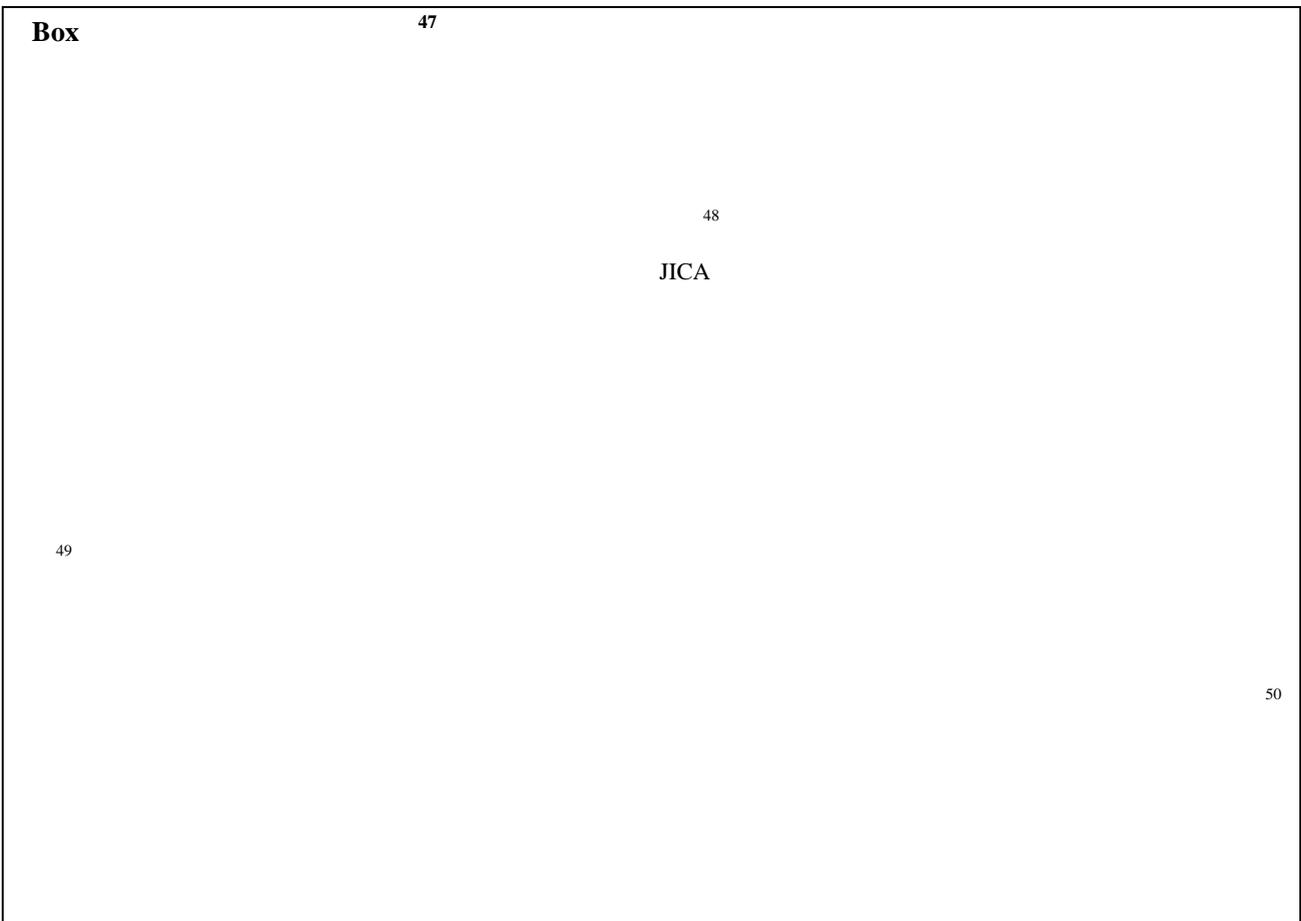
Box

44

45

2008

2009



46
47

4

p.34

JICA
2004e 2006c 2008a

48

49 2008a pp.45-46

50

pp.16-17

2005b pp.6-9